

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菊池 孝君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第1、議案第13号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） 議案第13号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

今回の一部改正は、岩手県において、学校教育法施行令の一部改正の規定及び文部科学省通知を踏まえ、岩手県就学指導委員会規則を平成29年4月1日施行で改正し、岩手県就学指導委員会の名称を岩手県教育支援委員会に改めるとともに、教育上特別な支援を必要とする児童生徒等の就学決定時のみならず、就学決定後の学校における教育的支援のための調査、審議、助言の充実を図ることをその所掌事項に明記したことに伴い、本町が設置する心身障害児就学指導委員会についてもこのような機能の拡充は既に行っておりますが、同様に対応

し、県との整合性も図ろうとするものであります。また、あわせて、心身障害児等の表記についても見直しをしようとするものであります。

改正前と改正後の対照表によりご説明いたします。

住田町附属機関の設置に関する条例の別表中、教育委員会の附属機関である「心身障害児就学指導委員会」の名称を「住田町教育支援委員会」に改めるとともに、その担当事務の「心身に障害を有する児童、生徒等の適正な就学のための調査、指導等する。」を「教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等への適切な就学指導及び就学後の支援について調査審議、助言等する。」に改めようとするものであります。

附則については施行期日を定めるもので、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第2、議案第14号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第14号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の一部改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

改正の内容ですが、平成30年度から県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととする国民健康保険制度改革が行われることとなり、県におきましても国民健康保険運営協議会が設置されたため、現行の町の国民健康保険運営協議会についての定義を明記するものです。

それでは、対照表によりご説明いたします。

1 ページ、第1条は、町が行う国民健康保険の事務を定めるものです。

第2条は、住田町国民健康保険運営協議会の設置について定義するものです。

第3条から2 ページ、第11条までは、文言を整理し、条を繰り下げるものです。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第15号 国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第15号 国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の一部改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険事業財政調整基金を岩手県に支払うこととなる国民健康保険事業費納付金の財源として充当できるよう所要の改正をするものです。

対照表によりご説明いたします。

1 ページ、第1条は、設置の目的に、国民健康保険事業費納付金の財源に充当する旨を追加するものです。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、議案第16号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 議案第16号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、地方税及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文に沿ってご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

第2条は、課税額について、第1号から第3号までの合計額とすることを規定したもので、第1号が基礎課税額について、第2号が後期高齢者支援金等課税額について、第3号が介護

納付金課税額について定めたものであります。

2 ページをご覧ください。

第2条の第2項から第4項は、第1項の改正により、それぞれ対応する各号を追加したもので、第4項においては、第1項で読み替え、省略した部分を削除したものであります。

第4条は、医療の資産割額を100分の35.0から100分の17.5に改めるもの、第5条は、医療の均等割額を2万1,500円から2万2,700円に改めるものであります。

第5条の2は、第2条の改正により既出の法の表記を改めたものであります。

3 ページをご覧ください。

第7条は、後期高齢者支援金等の資産割額を100分の17.0から100分の8.5に改めるもの、第7条の2は、後期高齢者支援金等の均等割額を1万600円から1万1,200円に改めるものであります。

第9条は、介護納付金の資産割額を100分の16.0から100分の8.0に改めるもの、第9条の2は、介護納付金の均等割額を1万500円から1万1,100円に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額について定めた部分で、第23条第1号アは、国民健康保険税の均等割額の減額について、総所得等の合算額が33万円を超えない世帯の被保険者1人についての減額の額を1万5,050円から1万5,890円に改めるもの、第1号ウは、同じく後期高齢者支援金等について7,420円から7,840円に改めるもの、第1号オは、同じく介護納付金について7,350円から7,770円に改めるものであります。

4 ページをご覧ください。

第2号アは、第1号の該当者を除き、総所得等の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯の被保険者1人についての減額の額を1万750円から1万1,350円に改めるもので、第2号ウは、同じく後期高齢者支援金等について5,300円から5,600円に改めるもの、第2号オは、同じく介護納付金について5,250円から5,550円に改めるものであります。

第3号アは、第1号と第2号の該当者を除き、総所得等の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯の被保険者1人についての減額の額を4,300円から4,540円に改めるもので、第3号ウは、同じく後期高齢者支援金等について2,120円から2,240円に改めるもの、第3号オは、同じく介護納付金について、2,100円から2,220円に改めるものであります。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行することとし、改正後の住田町国民健

康保険税条例の規定は、平成30年度以後の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 雨と川の氾濫が心配される中でありますが、国民健康保険広域化になるということがありますので、2点確認させていただきます。

まず1点は、今、税金申告を行っている段階でありまして、通常ですと税率の確定はこの申告を終了した段階で行っているわけですが、この時期に課税率の見直しを行うことにしたことについて確認させていただきます。

2つ目は、2ページのところで確認しますが、均等割が被保険者1人当たり1,200円ほど引き上げになるわけですが、均等割を引き上げますと、現在の被保険者の世帯では子供のいる世帯はないようでありまして、今後、子供のいる世帯が出てきますと、非常に今、子育て支援で努力している中で負担が多くなるというふうなこともありますので、今後、そういう子育て世帯で子供が多い場合の軽減措置等も考えていく必要があると思うんですが、その点のことの2点、お伺いします。

○議長（菊池 孝君） 税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 私のほうからは、第1点目の、この時期になぜ改正ということになったかということですが、この4月から国民健康保険税の財政が県も入ってやるということになっておりますので、それに合わせての改正ということになります。その改正に合わせて、うちのほうで懸念されておりました資産割ですね、これの減額もあわせて行えることになりましたので、一番大きいのは県が入ったのが4月1日から始まるということなので、それに合わせての改正ということになります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 今回の改正につきましては、県の広域化に伴うものでございます。住田町は、税務課長も答弁しましたとおり、資産割が非常に高いということで、段階的に県の標準の3方式に近づけるということで資産割を2分の1にして、その不足分を被保険者の方、均等に負担していただくということで均等割を増額させていただく提案をさせ

ていただいたところでございます。今後、子供の子育て支援ということで、均等割ですので、一人一人課税の算出の基礎となるということですが、子育て支援につきましては、例えば高校生までの医療費無料化ですとか、さまざまな支援を行っておりますので、そちらのほうで対応するというご理解いただきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（菊池 孝君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 途中ですが、議案と別の部分になりますけれども、昭和橋において水位超過というような形になりましたので、勧告発令ということにいたしましたので、報告をいたします。

○議長（菊池 孝君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第17号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第17号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の一部改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

改正の内容ですが、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定に基づき、国民健康保険の被保険者で施設入所等により住所地特例の適用を受ける者が引き続き後期高齢者医療の被保険者となった場合は、当該住所地特例の適用を受けられるよう改正するものです。

それでは、対照表によりご説明いたします。

1 ページ、第2条は、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に基づき、町において行う事務のうち、葬祭費に係る事務について改正するものです。

第3条第2号から第4号は、保険料を徴収すべき被保険者に高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第2項において準用する場合を追加するものです。

第3条第5号は、保険料を徴収すべき被保険者に高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法の住所地特例の適用を受けていたものを追加するものです。

2 ページ、附則第2条の制度移行期に係る条は削除するものです。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第18号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第18号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の提案理由を説明いたします。

介護保険法の改正により、同法第81条第3項の規定に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業の指定権限が県から市町村に委譲されることにより、指定に係る基準等について定めるため、この条例を制定しようとするものです。

1 ページ目、第1章は総則で、第1条は趣旨、第2条は基本方針を定めようとするものです。

2 ページ目、第3条は申請者の要件を定めようとするものです。

第2章は人員に関する基準で、第4条は従業者の員数、第5条は管理者について定めようとするものです。

第3章は運営に関する基準で、第6条は内容及び手続の説明及び同意について定めようとするものです。

3 ページ目、第7条は提供拒否の禁止、第8条はサービス提供困難時の対応、第9条は需給資格等の確認、第10条は要介護認定の申請に係る援助、第11条は身分を証する書類の携行、第12条は利用料等の受領について定めようとするものです。

4 ページ目、第13条は保険給付の請求のための証明書の交付、第14条は指定居宅介護支援の基本取扱方針、第15条は指定居宅介護支援の具体的取扱方針、第16条は法定代理受領サービスに係る報告について定めようとするものです。

5 ページ目、第17条は利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、第18条は利用者に関する町への通知、第19条は管理者の責務、第20条は運営規程、第21条は勤務体制の確保、第22条は設備及び備品等、第23条は従業者の健康管理、第24条は掲示について定めようとするものです。

6 ページ目、第25条は秘密保持、第26条は広告、第27条は居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止、第28条は苦情処理について定めようとするものです。

7 ページ目、第29条は事故発生時の対応、第30条は会計の区分、第31条は記録の整備について定めようとするものです。

第4章は基準外等居宅介護支援に関する基準で、第32条は準用について定めようとするものです。

8 ページ目、第5章は補則で、第33条は委任について定めようとするものです。

附則は施行期日を定めようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 住田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、議案第19号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第19号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令の一部改正に伴うものであります。

改正の内容は、医療と介護の連携強化、公正中立なケアマネジメントの確保、障害福祉制度の相談支援員との密接な連携についてなどが規定されたものです。それに対応して本条例を改正しようとするものです。

改正する条文等について、新旧対照表、主に改正後の欄により説明いたします。

1 ページ目、第2条第4項に指定介護予防支援事業者の事業運営の連携について、指定特定相談支援事業者を加えるものです。

第5条第2項は、利用者の複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができること�の字句の追加であります。

同条に新たに項を追加し第3項とし、利用者の入院の際の連絡について定め、以下の項を繰り下げゑるものです。

2 ページ目、繰り下げた第6項、第7項について、繰り下げに伴う参照する項の変更をするものです。

第31条第1項第9号に字句を追加し、第14号の次に新たに1号を追加し第14号の2とし、医療機関等への利用者の情報提供について規定するものです。

3 ページ目、同条第1項第20号は、参照する号の改正であります。

第20号の次に新たに1号追加し第20号の2とし、介護予防サービス計画の主治医等への交付について規定しようとするものであります。

附則は、この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第20号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第20号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準等の省令の一部改正に伴うものであります。

改正の内容は、共生型地域密着型サービスに関する基準の規定及び介護医療院の創設と身体的拘束等の適正化について規定されたことなどによって、それに対応して本条例を改正しようとするものです。

改正する条文等について、新旧対照表、主に改正後の欄により説明いたします。

1 ページ目、目次の改正です。

第10章、地域密着型通所介護、第4節の次に節を追加し、第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準とし、改正前の第5節を第6節とするものです。

条文では第221条の2と第221条の3が追加の条文となるものです。

次に、改正条文について説明いたします。

第1条は、改正に伴う字句の削除及び参照条項の変更と字句の追加であります。

第2条に新たに1号を加え第6号とし、共生型地域密着型サービスについて定義をし、改正前の第6号を繰り下げ第7号とするものです。

2ページ目、第5条から3ページ目にわたる第6条は、改正に伴う字句の追加と削除及び変更、参照条項の変更であります。

3ページ目、第6条は第5項に1号を追加し第12号とし、介護医療院を追加するものです。

4ページ目、第32条第3項から、6ページ目から7ページ目にかけての第82条第1項まで、改正に伴う字句の削除、変更、追加をするものです。

7ページ目から8ページ目にかけての第82条第6項の表の中欄は、介護医療院創設による字句の変更、追加、文言の整理であります。

同条第7項から9ページ目、第112条まで、改正に伴う字句の追加及び参照条項の変更であります。

10ページ目、第117条第6項の次に新たに1項を加え第7項とし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の身体拘束等の適正化について規定し、以下の項を繰り下げるものです。

第125条第3項から10ページ目、第130条第4項、11ページ目にかけての同条第7項第1号まで、改正に伴う字句の追加と変更であります。

この第7項に新たに1号を追加し第3号とし、介護医療院について追加するものです。

第138条第5項の次に新たに1項を加え第6項とし、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の身体的拘束等の適正化について規定し、以下の項を繰り下げるものです。

第151条第3項から12ページ目、第153条まで、改正に伴う字句の追加と変更であります。

また、12ページ目の第151条第8項に新たに1号を追加し第4号とし、介護医療院について追加するものです。

13ページ目、第157条第5項の次に新たに1項を追加し第6項とし、指定地域密着型介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化について規定し、以降の項を繰り下げるものです。

第165条の2として新たに条文を追加し、指定地域密着型介護老人福祉施設の緊急時の対応について規定するものです。

それに関連して、第168条第5号の次に新たに1号を加え第6号とし、同施設の運営規程に緊急時における対応方法を追加し、以下の号を繰り下げるものです。

第182条に新たに1項を加え第8項とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化について規定し、以降の項を繰り下げるものです。

14ページ目、第186条に新たに1号を加え第7号とし、同施設の運営規程に緊急時における対応方法を追加し、以降の号を繰り下げるものです。

第191条第1項から15ページ目、同条第6項まで、改正に伴う参照条項及び字句の追加と変更であります。

同条第7項に新たに1号を追加し第5号とし、介護医療院を追加するものです。

また、同条第7項の次に新たに3項を追加し、16ページ目にかけて第8項、第9項、第10項とし、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数、宿直勤務者の基準緩和について規定し、移行の項を繰り下げるものです。

さらに、改正前の第9項の次に新たに1項を追加し第13項とし、計画作成者の基準緩和について規定し、以降の項を繰り下げるものです。

第192条に新たに1項を追加し第2項とし、同事業所の管理者の基準緩和について規定し、以降の項を繰り下げ、それに伴い字句の追加、変更をするものです。

17ページ目、第193条、第194条は、改正に伴う字句の追加と変更であります。

18ページ目にかけての第195条第2項第2号中にオとして、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合の病床を宿泊室に兼用できることの規定を追加するものです。

第199条第1項と第202条は、字句の追加であります。

19ページ目、新たに1節を追加し第5節とし、共生型地域密着型サービスに関する基準として、条文第221条の2で共生型地域密着型通所介護の基準について定め、第221条の3で準用について定めるものです。

改正前の第5節を第6節とし、21ページ目、第226条では、指定療養通所介護事業所の使用定員を9人以下から18人以下に改正し、第238条と第239条は、改正に伴う字句の変更と追加をするものです。

附則は、この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 3点確認させていただきます。

1つ目は、2ページのところに介護職員初任者研修課程を終了した者が加わったわけですが、今後、人材確保が難しくなるということが予想されることから、この課程を修了するための資格取得にかかわる補助制度などを考えていくべきと思いますが、現在、どのようにお考えかお伺いします。

第2点目は、3ページ目に介護医療院というのが加わりました。この施設はどういったサービスを行う施設なのかお伺いいたします。

なお、あわせて、勤務時間のところが、7項のところで午後6時から午後8時までの間となっていたところが随時ということになりまして、そうしますと、これは24時間対応で行おうとしているものなのか確認させていただきます。

次に、4ページのところで、地域との連携というところで、これまではおおむね3カ月に1回以上の連絡推進会議を開くとしていたものが、今回はおおむね6カ月に1回以上というふうになりましたが、これから予想される場所では緊密な連携が必要だと思うんですが、3カ月から6カ月に延長したというねらいはどこであったか、以上3点お伺いします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） まず、資格取得に関する補助制度は考えていないかということですが、現在のところ考えておりませんが、一般質問のほうでもお答えしたとおり、今後につきましては事業者等と情報を共有しながら、必要であれば相談に乗っていきたいと考えております。

それから、介護医療院は、これまでの療養型介護施設ということになりまして、本来であれば30年度までには新たな施設に転換ということであったんですが、それがなかなか進まない状況で、さらに6年間、今後6年間においてこの新たな施設の介護医療院ということに転換を図られていくということになりますので、これまでの介護療養型施設が行ってきたサービスが行われるということになります。

なお、岩手県においては今のところ、介護医療院に転換する施設は30年度においては無いという情報であります。

それから、運営協議会が3カ月に1回から6カ月に1回ということになることについては、事業所の負担軽減等もあってということで、6カ月に1回で十分だという考えのもと改正されたと捉えております。

それから、6時から8時、それが随時ということになった部分については、ご質問のとおり24時間対応に対応するための改正ということになります。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第9、議案第21号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第21号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準の省令の一部改正に伴うものであります。

改正の内容は、介護医療院の創設と身体的拘束等の適正化についてなどが規定されたものです。それに対応して本条例を改正しようとするものです。

改正する条文等について、新旧対照表、主に改正後の欄により説明いたします。

1 ページ目、第5条第1項は、介護医療院創設による字句の追加であります。

第9条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員について、字句を追加するものです。

2 ページ目、第44条第6項の表の中欄は、介護医療院創設による字句の改正、追加、文言の整理であります。

第45条第3項、3 ページ目、第46条、第60条、第72条、第73条は、介護医療院創設による字句の追加であります。

4 ページ目、第78条に新たに1項を追加し第3項とし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の身体拘束の適正化について、新たに規定するものです。

第83条第3項は、介護医療院創設による字句の追加であります。

附則は、この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第10、議案第22号 住田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第22号 介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、主に第6期介護保険事業計画の見直しを行い、その標準給付費等試算結果に基づきまして、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画における保険料を改正するものです。

新旧対照表により説明いたします。

第2条第1項は、平成30年度から平成32年度までの保険料について定めたもので、介護保険法施行令第38条に基づき、第1号から第9号の各号に掲げるものの保険料の年額及び字句を改正するものです。

同条第2項は、前項第1号に掲げるものの減額賦課に係る保険料の年額及び字句を改正するものです。

第13条は、介護保険法の改正による市町村の質問検査権の対象範囲の拡大に伴い、字句を変更しようとするものであります。

附則は施行期日を定め、平成29年度以前の保険料については従前の例によることを定めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 住田町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 住田町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第11、議案第23号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第23号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明いたします。

今回の一部改正は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

法律改正の内容は、道路の占用料に係る所在地の区分の改正及び占用料、乗率の改正であ

ります。

岩手県では、本改正を受け、所在地区分ごとの県内市町村の固定資産税評価額及び道路割合に基づき算出された県独自単価により道路占用料徴収条例を開始したところであります。本町においては、従来から県に準拠した単価、乗率を採用していることから、県と整合性を図るため条例改正しようとするものであります。

対照表によりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

2 ページ目にかけての法第32条第1項第1号は、電柱などに係る占用料の改正であります。

2 ページをご覧ください。

3 ページにかけての同条同項第2号は、水管、下水道管などに係る占用料の改正であります。

3 ページをご覧ください。

同じく第3号及び第4号は、鉄道などに係る占用料の改正であります。

同じく同条同項第5号は、地下街などに係る占用料、乗率の改正であります。

同じく第6号は、露天などに係る占用料の改正であります。

4 ページにかけての政令第7条第1号は、看板などに係る占用料の改正であります。

4 ページをご覧ください。

同じく第2号は、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る占用料の改正であります。

同じく第3号は、堅固な施設などに係る乗率の改正であります。

同じく第4号、第5号は、工事用板囲いなどに係る占用料の改正であります。

同じく第6号、5ページにかけての第7号は、仮設店舗などに係る占用料の改正であります。

5 ページをご覧ください。

同じく第8号は食事施設、購買施設など、第9号はトンネル上部などの事務所などに係る乗率の改正であります。

同じく第11号は、トンネル上部などの応急仮設建築物などに係る乗率の改正であります。

同じく12号は、車輪止め装置などに係る乗率の改正であります。

附則でございます。

施行期日を平成30年4月1日と定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第12、議案第24号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第24号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、議案第23号で道路占用料徴収条例の一部改正がなされたところでありますが、道路法等の適用を受けない公共用財産、いわゆる法定外公共物ではありますが、この占用料については、道路占用料徴収条例に規定している占用料を

準用していることから、あわせて一部改正を行うものであります。

以下、新旧対照表により説明いたします。

改正の内容についてであります。別表中の1、土地占用料の47に分類されている占用物件の占用料の金額を改正するものであります。

1ページから2ページにかけてが電柱、電線、変圧塔など、2ページ上段が水管、下水道管、ガス管など、次が鉄道、軌道、雪よけなど、次が通路、浄化槽など、3ページ上段が露天、商品置き場など、次が看板、標識、旗ざおなど、4ページ上段が太陽光発電設備及び風力発電設備、次が津波避難施設、次が工事用板囲い、足場、詰め所など、次がトンネルの上、または高架道路の下の事務所、店舗など、次が非常災害時の応急仮設住宅、5ページが自転車や原動付き自転車などの車止め装置などであります。

附則は施行期日を定めるもので、この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一

部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第13、議案第25号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第25号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、説明します。

岩手県市町村総合事務組合は、県内の市町村等の常勤職員の退職手当の支給等の事務を共同処理しておりますが、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員が配置されなくなることから、同日をもって岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から紫波、稗貫衛生処理組合を除くこと及び岩手県市町村総合事務組合同規約を変更することについての協議に関し議会の議決を求めるものであります。

議案の2枚目は組合同規約の一部を改正する規約で、別表第2第1号中「滝沢・雫石環境組合」を「滝沢・雫石環境組合、紫波、稗貫衛生処理組合」に改めるもので、具体的には3枚目に組合同規約の新旧対照表を添えております。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第14、議案第26号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第26号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて、説明します。

岩手県市町村総合事務組合は、県内の市町村等の常勤職員の退職手当の支給等の事務を共同処理しておりますが、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行うことについての協議に関し議会の議決を求めるものであります。

議案の2枚目は、財産処分に関する協議書であります。これまで紫波、稗貫衛生処理組合が負担してきた総額と岩手県市町村総合事務組合が紫波、稗貫衛生処理組合の職員に支給した退職手当及び事務費の総額との差額について精算する内容のものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第15、議案第27号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第27号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

高齢者生活福祉センターは、平成10年度開設以来、社会福祉法人住田町社会福祉協議会に管理運営業務を委託しておりますが、平成18年度から計12年間を指定管理者として、高齢者生活福祉センターの指定管理者が行う業務仕様書及び協定書に基づき、誠実な業務の遂行、管理、運営が行われております。

社会福祉協議会は、高齢者生活福祉センターの事業のほか、訪問介護支援事業、デイサービス事業、居宅介護支援事業など介護保険事業を積極的に展開しているとともに、高齢者の情報を保有し、各種福祉事業の展開や介護予防事業の実施など、高齢者福祉や地域福祉の拠点事業所として運営している法人であり、町民の信望が厚く、経験豊富で、各種資格を保有するなど、安定的な運営が可能となる人的能力を有しています。

以上のことから、社会福祉法人住田町社会福祉協議会を指定管理者に指定することにより、今後なお一層、町民福祉の向上が図られることが見込まれることから、高齢者生活福祉センターの指定管理者を社会福祉法人住田町社会福祉協議会に指定しようとするものです。

1、施設の名称、高齢者生活福祉センター。2、指定管理者、住所、岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地5。名称、社会福祉法人住田町社会福祉協議会。3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関し議
決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第16、議案第28号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者
を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 議案第28号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定
することに関し議決を求めることについて、ご説明いたします。

現行の指定管理が平成30年3月31日で終了いたしますので、新たに指定管理者を指定しよ
うとするものでございます。指定管理者の公募につきましては、公の施設に係る指定管理者
の指定の手続きに関する条例に基づき行っております。公募の結果、1社より申請があり、
指定管理者の審査会における審査におきまして、設置目的に合致した運営方針及び事業計画
と収支計画との整合性、具体性が評価され、選定された指定管理者を指定しようとするもの
でございます。

施設の名称は、農林水産物直売・食材供給施設。指定管理者候補の団体は、岩手県気仙郡
住田町世田米字子飼沢30番地39、住田観光開発株式会社。指定管理期間は、平成30年4月1
日から平成33年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 指定管理の公募をしたところ1社であったということで、指定管理者に手を上げた住田観光開発株式会社の事務所が世田米の子飼沢地内になっているわけですが、この事務所の場所は農林水産物直売・食材供給施設内にあるというふうに理解しているのか、その点が1点と、あと審査をしたということではありますが、この冬、食材供給施設、言わば食堂部門が休業していたわけですが、今後において食堂部門の運営のところ等、協議の状況はどうであったか、この2点、確認させていただきます。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 観光開発株式会社の住所でございますけれども、現在は子飼沢のほうにあるというふうになってございます。それから、食堂部門のことですけれども、現在もまだ決定まではしておりませんが、鋭意探している状況ということで聞いております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 事務所の件、子飼沢ということではありますが、建物は今回の指定管理を指定する名称の建物なのかどうか、そこの点もう1回。あと、いずれ食堂部門はこれから鋭意、引き続き業者を探すということではありますが、いずれ食堂部門の運営については指定管理を受けた住田観光開発でその部門を担当する業者を選定し、運営をお願いするということになるわけですか。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 建物はポランになっております。それから、その食堂の部分につきましても指定管理者が運営していくということになります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時25分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第17、議案第29号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求める
ことについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第29号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ

て、ご説明を申し上げます。

提案いたしますのは、教育委員会の委員の任命でございます。

菊池恵教育委員の任期満了に伴うものでありますが、再度、菊池氏の選任をお願いするものでございます。

菊池氏につきましては、北上市のご出身で、県立黒沢尻南高等学校普通科を卒業されました。平成4年、結婚を機に本町に移り住まわれた後、有限会社菊池製材所で経理事務に従事されております。家庭におかれましては、3人のお子さんを育て上げられ、その間にはPTAの会員として教育現場の環境整備にご尽力されました。また、平成24年10月からは住田町教育委員として、教育行政全般にわたりご提言をいただいているところであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員の任命に当たっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することとされております。菊池氏におかれましては、引き続き女性の立場から本町の教育行政に対しまして、ご提案やご意見をいただけるものと期待しているところでございますので、任命に当たり議員各位の同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから議案第29号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第18、議案第30号 住田町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第30号 住田町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由を説明いたします。

議案の2枚目、3枚目、別紙対照表をご覧ください。

今回の変更は、下線部分の事業追加であります。

住田町過疎地域自立促進計画は、平成28年度から平成32年度までの計画を定めておりますが、平成30年度に五葉山石楠花荘改築事業、コミュニティバス整備事業、過疎地域集落再編整備、定住促進空き家活用事業を実施しようとすることから、事業追加のため計画を変更するものであります。

なお、過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する第1項の規定に基づき、変更についてもあらかじめ県と協議し、議会の議決を得ることとされているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 住田町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 住田町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第6号の上程、委員長報告、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第19、議案第1号 平成30年度住田町一般会計予算、日程第20、議案第2号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第3号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計予算、日程第22、議案第4号 平成30年度住田町下水道事業特別会計予算、日程第23、議案第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計予算、日程第24、議案第6号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、林崎幸正君。

〔予算審査特別委員会委員長 林崎幸正君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（林崎幸正君） 3月11日は、あの未曾有の東日本大震災から7年になります。改めて、犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様にお見舞を申し上げます。また、被災地においては、復興が盛んに進められていますが、いまだ不便な暮らしをされている方々が多くいるのが現状であります。一日も早い復興と安心して暮らせることを願うものであります。

では、委員長報告をいたします。

去る3月2日、本委員会に付託されました平成30年度住田町一般会計及び5つの特別会計予算の審査の経過についてご報告申し上げます。

予算審査特別委員会は3月2日の本会議で設置され、委員長に私、林崎幸正、副委員長に村上薫君が選出されました。

委員会の審査と経過につきましては、事務局長が朗読したとおりであります。

私のほうからは、代表的なものについてご報告いたします。

本予算は、一般会計47億2,000万円、前年度比9,300万円、2.0%の増となっております。

歳入では、町税などの自主財源比率は30.7%であります。歳出では公債費が前年度比1億3,162万6,000円増の7億1,869万3,000円で、老人福祉施設整備に係る起債償還が要因であります。

特別会計では、国民健康保険が共同事業拠出金の減により前年度比2億1,423万8,000円の減、7億1,607万4,000円、簡易水道事業は八日町簡易水道施設修繕費用の計上により前年度比779万8,000円増の1億8,989万円、下水道事業は前年度比368万円減の8,286万1,000円となりました。介護保険は、保険事業勘定では9億8,429万5,000円、介護サービス事業勘定144万円、後期高齢者医療は7,356万9,000円となり、一般会計と特別会計合わせた予算総額は67億6,812万9,000円となります。

町長は、町政運営に当たり所信表明の中で、支え合う共生の町について、医・食・住を中心とした重点施策により、スピード感を持って取り組むとしております。少子高齢化、人口減少が進む当町の人口ビジョン、町総合戦略、町総合計画は、実質3年目になります。

一般会計歳入においては、依存財源比率が69.3%で財政状況は厳しい状況にありますが、限られた財源を有効に活用し、課題解決に向けて住民の声により積極的に耳を傾け、スピード感を持った施策推進への取り組みが望まれるものであります。特に、日常生活等に必要不可欠な地域の公共交通体系の整備と町の医療関係の向上に向けた対策を望む強い意見が出されました。また、医療、介護費削減のための健康診断受診率向上や糖尿病対策が大きく取り上げられ、適正な食事や運動を行うとともに、自分の健康は自ら守ることで健康な生活に結びつくことの重要性を再確認いたしました。

国民健康保険事業運営においては、この春から財政運営の中心的役割を県が担うことから、制度の周知をはじめ、保険料については加入者の負担増としない強い要望がありました。財政面では、今年度から老人福祉施設整備に係る起債償還が、また、今後住田分署建設に伴う起債償還も発生し公債費が増えることから、中長期的な視点での財政見通しの中で、各事業の実施に努めていただきたい。総じて、委員会の審査中、各事業への指摘や貴重な意見が出されました。

今後の予算執行に当たっては、委員会で出された各事業への指摘や貴重な意見を十分に生かしていただくとともに、町民の声を積極的に聞き、町長としての考えがぶれず、町民の暮

らし、福祉の向上に努め、安心、安全に暮らせる町づくりを一層推進されることを期待するものであります。

審査の結果については、平成30年度一般会計予算及び各特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の委員長報告とします。

○議長（菊池 孝君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、佐々木信一君。

○3番（佐々木信一君） 3番、佐々木信一です。

平成30年度住田町一般会計予算案及び特別会計予算案について、賛成の立場から討論を行います。

平成27年度に町がまとめた人口ビジョン、総合戦略、総合計画は、新年度は取り組み開始から実質3年目を迎えます。平成32年度までに地方で若者の雇用を創出する人口減少対策に取り組んできました。医・食・住の充実を掲げる神田政権下では、初めてとなる予算構成で着実に成果を出し課題解決を進め、住みたい町住田をつくり上げるときだと思えます。

さて、30年度当初予算は、予算審査特別委員会において3日間にわたり慎重審議が行われました。一般会計の総額47億2,000万円で前年度当初予算比9,300万円、2%の増であります。国保など5特別会計の総額は20億4,813万円で、一般会計特別会計を合わせた予算総額は67億6,813万円で、71万円のわずかな増となっております。

主な歳入では、自主財源の町税が4億6,436万円、地方交付税が20億8,000万円と一番比率が高く、町債が4億5,350万円などで依存財源に大きく頼る予算構成となっております。

主な歳出は、重点項目として医・食・住の充実を掲げ、病気の早期発見に多くの住民が健診を受けるよう健康ポイントの事業、歯周病予防歯科健診など、町民が安心して暮らすため、保健、医療、福祉、介護の関係機関が連携した新たな医療体制の構築を図る、食産業では国際基準を見据えた安心、安全で健康志向に応えられる供給体制整備も図り、新規就農者の経営支援、耕畜連携の取り組みとして飼料用米作目の生産拡大を進め、特産品開発補助や加工

品開発など起業奨励金のビジネスへの展開も模索しています。住の分野では、移住希望者の住まい確保策として、空き家を改修し希望者に紹介する、また、住宅点在地域や山火事などの初期消火体制の充実を図るため、水槽付き消防ポンプ自動車の導入、地域情報通信基盤整備事業や、釜石市、大船渡共同で取り組む五葉山石楠花荘改築の分担金も計上されております。

新規事業や継続事業の施策の展開によって産業が振興され、それによって雇用、町民の所得の向上につながることを強く希望するものであります。

少子高齢化が進む中で、人口減少対策、定住促進、役場前に移転する大船渡消防署住田分署の一体的な防災拠点づくりの展開、町内5地区の特色を生かし、地域住民が主体となり課題解決に取り組む小さな拠点づくりを進めるなど、当局の積極的な姿勢が見られます。

この予算は、本町の目指す協働、自立に向けた町づくりと安心してずっと暮らせる町の実現を目指したものだと思えます。

以上のことから、平成30年度予算案に賛成するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） これで討論を終わります。

これから議案第1号 平成30年度住田町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 平成30年度住田町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 平成30年度住田町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第2号 平成30年度住田町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成30年度住田町下水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 平成30年度住田町下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第4号 平成30年度住田町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第6号 平成30年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第25、請願審査報告、請願第2号 「ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願」を求める請願を議題とします。
総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、林崎幸正一君。

〔総務教民常任委員長 林崎幸正君登壇〕

○総務教民常任委員長（林崎幸正君） 請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願。

審査報告、平成30年2月27日、第17回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願について、審査の経過と結果をご報告いたします。

この請願については、平成30年3月2日、当委員会を開催し、委員全員の出席のもと審査をし、採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号、岩手県自動車会館内、生活交通をつくるいわての会、共同代表、一般社団法人岩手県タクシー協会会長、小野幸宣氏ほか。紹介議員は、菅野浩正議員、瀧本正徳議員であります。

本請願が求めている内容は、ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書を国及び関係機関へ提出されたいというものであります。

3月2日の当委員会で採択すべきとの意見が委員全員であったことから、当委員会の審査結果を採択すべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査についてご報告申し上げましたが、委員会の意図するところをご理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願は、委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第26、発議第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 提出者の説明を求めます。

林崎幸正君。

〔8番 林崎幸正君登壇〕

○8番（林崎幸正君） 発議第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

政府は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめた。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めている。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものである。また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難である。24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便になることが危惧される。事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となる。他国では自動車配信アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されている。

このように、多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全安心が担保されない事態が常態化するおそれがある。また、日本全国に展開されれば、国内タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

特に、地域交通の大動脈として存在する鉄道やバスに対し、タクシー事業は高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、介護や通院、買い物など、地域で日常生活を送るために欠かせないきめ細やかなドア・ツー・ドアの公共交通機関である。国民の安全安心かつ快適・便利

な交通機関として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、少子高齢化が一層進む中、地域におけるタクシー事業の重要性は、今後ますます高まることが予想される。

よって、国においては、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、ライドシェアの導入は行わず、タクシー事業の適正化・活性化のための施策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月9日、岩手県住田町議会議長、菊池孝。

意見書を提出する機関は、内閣総理大臣、安倍晋三ほか関係機関であります。

以上、ご提案申し上げますので、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎平成30年度議員派遣の件

○議長（菊池 孝君） 日程第27、平成30年度議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

平成30年度議員派遣の件については、お手元に配付しました一覧表のとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度議員派遣の件については、お手元に配付しました一覧表のとおり決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

第17回住田町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時04分